

短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合の取扱いについて

久慈広域連合介護保険課

短期入所生活介護及び短期入所生活療養（以下、短期入所サービス）は、特別養護老人ホーム等の施設に一時的に入所し、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためサービスです。

居宅サービス計画作成にあたっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

このことから、久慈広域連合では認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する必要性がある場合において、おおむね半数を超えて短期入所サービスの利用する場合について、下記のとおり取扱いとします。

認定有効期間のおおむね半数の基準日数

認定有効期間のおおむね半数の基準日数は以下の算出方法により算出すること

（1の位以下は5日単位で切り捨て）

- i) 認定有効期間が24ヶ月の場合 380日（ $\div 365日 \times 1.05$ ）
- ii) 認定有効期間が12ヶ月の場合 190日（ $\div 365日 \div 2 \times 1.05$ ）
- iii) 認定有効期間が6ヶ月の場合 95日（ $\div 365日 \div 4 \times 1.05$ ）
- iv) 認定有効期間が3ヶ月の場合 45日（ $\div 365日 \div 8 \times 1.05$ ）

上記の認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、事前に**短期入所サービス利用が認定有効期間の半数を超える理由書**の提出が必要となります。

※支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数については、認定有効期間のおおむね半数の範囲には含まれません。

利用の対象者

久慈広域連合では、以下のいずれかに該当する場合に、半数を超えて利用する必要性があるものと判断します。

- （1）対象者が認知症であり、同居している家族等の介護が困難な場合、または独居で在宅生活が困難であると判断される場合
- （2）同居している家族等が高齢、疾病等により十分な介護を受けることが出来ない場合
- （3）その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることが出来ないと認められる場合

短期入所利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える理由書の提出

居宅サービス計画作成時に短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合、若しくは、認定有効期間のおおむね半数を超える見込み（次月の計画でおおむね半

数を超える場合) となったときは、下記の書類を久慈広域連合に提出してください。

※次期認定有効期間において、同様におおむね半数を超えると判断される場合は再度提出する必要があります。

【提出書類】

① 短期入所利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える理由書

<理由書の添付書類>

② 居宅サービス計画書(第1表～第3表)又は介護予防サービス・支援計画表

③ サービス担当者会議の要点

留意事項

短期入所サービスの利用については、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるため、認定有効期間のおおむね半数を超えない場合であっても、その利用者の心身の状況や環境等を十分に勘案し、必要最低限にとどめてください。

また、短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超える場合にあっては、必要に応じ、特別養護老人ホーム等への施設への申し込みを検討するなど必要な援助を行なってください。

なお、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと考えられますが、特定の施設のみでなく、複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めてください。